

令和6年度群馬県景観審議会委員公募実施要項

1 趣旨

群馬県景観審議会は、景観条例及び屋外広告物条例に規定する重要事項について調査審議するために設置された機関です。

景観に関する県民の幅広い意見を反映させるため「群馬県景観審議会」の委員を公募します。

2 応募資格

次の全ての条件を満たす方とします。

- (1) 群馬県内在住又は在勤であること。
- (2) 年齢が令和7年1月22日時点で満18歳以上であること。
- (3) 常勤の公務員でないこと。
- (4) 年に数回、平日に県庁等で開催される会議に出席できること。
- (5) 群馬県の景観や屋外広告物行政について日頃から関心があり、今後の本県の景観政策などについて、具体的かつ建設的な意見や提言ができること。

3 募集人員

2名以内

4 任期

令和7年1月22日から令和9年1月21日（2年間）

5 報酬等

審議会に出席した場合、県が定める報酬及び旅費を支給します。

6 応募期間

令和6年11月19日（火）～令和6年12月16日（月）（必着）

7 応募方法

群馬県ホームページに掲載している応募申込書に必要事項を記載の上、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。なお、提出された応募申込書は返却しません。

8 選考方法

書類審査を行い、書類審査通過者を対象にした面接審査により決定します。

選考結果は、応募された方全員にお知らせします。

9 その他

- (1) 応募申込書等の個人情報は選考の目的のみに使用します。
- (2) 応募や面接審査のために来庁する際の費用は、応募者本人の負担とします。
- (3) 審議会は、原則として公開で行い、議事概要が県のホームページで公表されます。

10 応募先・問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 県土整備部 都市計画課 景観形成係

電話：027-226-3652

FAX：027-221-5566

Eメール：keikan@pref.gunma.lg.jp